

市民科学入門講座第38回 2022年2月14日(月)実施

家庭裁判所における「科学」の問題

講師:横山勝さん

(元家庭裁判所調査官)

【プロフィール】

大学では、社会思想や協働組合思想を学ぶ一方、大学の学生相談室で、家庭裁判所調査官なる仕事があることを知り、家庭裁判所調査官となって、1990年から2019年、全国各地で勤務していた。現在は、公立図書館館長の傍ら、少年友の会や非行克服支援センターの活動を通じ、家庭裁判所の近接領域での活動もしている。

【講座の趣旨】

家庭裁判所は、夫婦・親子の諸問題(離婚、養子、相続、成年後見など)と未成年者が起こした法律違反に特化して対応している、ほかの裁判所とは大きく異なる裁判所となっている。そして、法律だけではなく、科学的な対応をすることを念頭においている。そのため、最終決定をするのは、ほかの裁判所と同じく法律専門職である裁判官であるが、家庭裁判所は、家庭裁判所調査官や医務室技官を配置して、法律以外の発想も重視することとなっている。家庭裁判所設立時の理念、その後の変遷、現状等について、講師から語った上、参加者との質疑、議論を行いたい。

【講義篇】

ご紹介いただきました横山です。ご案内に書いていただいた通り、私は大学の学部の時 に協同(働)組合のことをやっていました。案内文で協同が協働となっているのがご愛嬌 で、最近は実は協同組合のことからは少し離れていますが、いちおうその後、労働組合な どもやっていたので、協同というとどうも働く方が変換で出てきてしまうようです。

労働組合をやっていたのは、29 年間、家庭裁判所で勤めていた間のことです。家庭裁判所にも労働組合があって、そちらでも役員をやったりしていました。家庭裁判所って名前は皆さんご存じだし、時々、利用された方もおられると思うのですが、一方で意外にあまり知られていないというところもあります。ですので、前半はそこをお話しして、杉野さんから紹介してくださったことと重なる心理学のことを後半でお話ししようと思います。上田さんからは | 時間といただいていますが、もう少し私の話は短くして皆さんと議論をしたり、私の話で分からなかったところ、補足説明が足りなかったところを補いながら続けようと思っています。

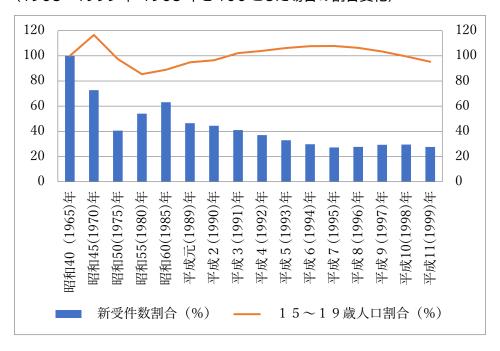
家庭裁判所は地方裁判所と同じ数だけ日本にあります。本庁と呼ばれているものが都道府県に一つあって、北海道だけは釧路、旭川、函館とプラス3つあるので、全国で50個あります。それに加えて支部というのがありまして、東京だと立川に支部があります。隣の神奈川だと、川崎、相模原、小田原、横須賀に支部があります。千葉だと佐倉、佐原、木更津、館山、松戸などにも支部があります。さらにもう少しランクが小さい、出張所というのが、例えば東京だと伊豆大島と八丈島、千葉だったら市川にあります。

家庭裁判所は大きく分けて二つのことをやっています。離婚、相続などの戸籍の問題でトラブルになったことについて法的な解決をするというのが一つの大きな役割です。このうち離婚や相続は裁判所と名乗っていますが、基本は調停です。調停というのを皆さんも聞いたことがあると思うのですが、調停という話し合いの場に裁判所を使って、決定したら判決と同じことにするという理念でできています。それからもう一つは、未成年者が法律違反をしたことについては全部が家庭裁判所に送られてくるので、その対応です。これが今、報道では悪名高い少年法ということになるんですが、この大きな二つのことがあります。

これでお分かりになったと思いますが、法律の世界なんだけど、非常に生活に近い家庭とか家族とか親子に関係することをやっていることになります。諸外国にもこういう家庭法院とかファミリーコートってあるんですが、日本に今あるものは第二次世界大戦後にアメリカでもいちばん先進的だったものが、ガーっと導入されたものなのです。実はアメリカでももっと古い制度のもあるし、日本でも少年法ができたのが 1920 年、大正9年ですのでその後、少年審判所というのがあったんですが、司法省の一角で裁判ではなくてむしろ善導するというのをいいことに、少年を満州に送ったりするところでもあったんです。あとは家事審判所というのもすでに戦前にあったんですが、第二次世界大戦後、アメリカの最新鋭の理念を突然日本にぼーんと入れたのが家庭裁判所です。実は少年法も、日本国憲法、児童福祉法、少年法という流れで非常に先進的な部分があるんです。



少年保護事件新受件数(全国家庭裁判所)と少年人口 (1965~1999 年・1965 年を 100 とした場合の割合変化)



少年保護事件新受件数(全国家庭裁判所)と少年人口 (2000~2018年・2000年を100とした場合の割合変化)



今では甘いと言われていますけれど、人を責めるな、責めるのは自分の中の嫌なところを責めるようものだ、それよりは何とか助けてやろう、そういう発想がすごくあります。 今は悪いことをやった奴に甘いとすぐに批判されますが、現実には少年非行だけの話をしますと、少年非行がいちばん多かったのは 1964、65 年です。その時に比べると 1/18 ぐ らいの人数になっています。次に多かったのが 1984、85 年です。その時と比べても 1/10 ぐらいになっています。当時と比べて未成年の人口が減ったというのを考慮しても大きく減っています。それから殺人とか強盗といった凶悪な事件は激減しています。報道を聞いていると、そんなことないだろう、ひどい事件がどんどん起きているじゃないかと思うかもしれませんが、教育勅語のもとで修身を習っていた第二次世界大戦前の方が、先生が生徒を殺すわ、生徒が先生を殺すわ、家族はお互いに殺し合うわ、ひどい話だったんです。唯一なかったのは 20 年ぐらい前にあった佐賀のバスジャック事件です。ああしたバスは昔はなかったので、バスジャックはありません。車を盗むぐらいしかなかったわけですが、それ以外の人の首を切るとか、神戸の酒鬼薔薇くんという少年がいましたけれど、ああいう事件は戦前にはよくありました。私の高校の先輩は、弟が兄の首を切って学校に置いたなんてことをやってるんですね。私の学校はまあまあ有名だったんで、当時の新聞記事にはそれが出てるんですけども、酒鬼薔薇事件の時にそれを思い出した人はほとんどいない。だから少年事件に関してはマスメディアによる扇動によって、非常に事実と異なることが多くの人に思われているということがまずあります。

そういう少年審判ですから、アメリカの最新鋭のものを取り入れるという時に何を考えたかというと、科学的な裁判をしようと考えたんです。その点について皆さんからの批判は甘んじて受けますけれども、ともかくも家庭裁判所の理念としては科学性ということは残っていますし、少年法を研究している法律の専門家の方たちは少年法の科学主義といった論文を書かれている先生方も結構たくさんいらっしゃいます。裁判は基本的に法律に則ってやればいいので法律以外の考えはあまり入れなくていいというのが実は裁判のメインルートなんですね。そこに第二次世界大戦後、突然、家庭裁判所というものを作っちゃいました。そこで科学を入れようとしました。

私は29年間、家庭裁判所調査官という仕事をしていました。調査官というのは、アメリカで言うプロベーションオフィサーというのを日本に導入したんですが、元々のアメリカでは(ヨーロッパでもそうですが)、プロベーションオフィサーというのは、むしろ社会に戻った時にその人が非行を起こさないようにするためにお手伝いするというものです。日本でいう保護観察官という保護司の親玉みたいな人たちがいるんですが、日本ではその名前をそのまま取り入れました。心理学でやってることなどから、未決の子どもたち、まだ裁判が終わっていない子どもたちについて、なんでそんなことになったのか、科学的にちゃんと調べようというのがもともとの発想です。少年法の条文にはっきり出てくるんですが、心理学、社会学、社会福祉学、教育学、医学といったものをもとに科学的に考えようと取り入れたのです。

後で心理のお話をすると言ったので、家庭裁判所のことから話し始まったのは不思議だなと思った方もいると思いますが、調査官は当時の心理学をやっている人にとっては非常にありがたい職場でした。当時は心理学の大学とか大学院を出てもせいぜい病院臨床しか

なかった時代で、病院とは全然違うフィールドで、しかも家族のことをじっくりやれる。 しかも国家公務員なので給与保障もまあまあある。その代わりある時期から全国転勤させ られるというのが加わるんですが、それは置いておくとしても、心理の専門家の方たちに とっては非常に良い職場であり、良いフィールドだったと思います。社会学を出た人にと っても同じです。現場をやれるとか、社会福祉も当時はそんなにいい職場ってなかったと 思うんですね。教育学の方は先生になるのがメインだったと思いますが、先生に飽き足ら ないでそういうのをやりたいという人が集まったので、草創期の調査官というのはすごい 人たちがけっこういたようです。

もう一つ言うと、草創期の調査官の中には満州国からの帰還者という方もいました。日 本は 1945 年まで満州国という傀儡国家を作って、この列島に住んでいた人たちをたくさ ん送り込み、それでは飽き足らず、東南アジアとかもっと南の方などにさんざん人を送っ たわけです。そうした人たちを送って、多くの人が見捨てられて死んでいく中で兵隊だけ が逃げたというのがあります。それをひとまず置くとしても、そこから逃げ帰ってきた役 人たちが仕事を探さなきゃならない。でも例えば満州国から帰ってきた人たちが仕事を探 すと言っても、日本の国家も徐々に固まってきている中で仕事なんてないわけです。日本 は不思議なことに、ドイツなどと違って基本的に官僚組織は第二次世界大戦前のメンバー がそのまま戦後も官僚になっています。裁判官なんてまさにそんな感じです。戦前、国が 天皇中心だった時の司法官が、戦後、そのまま裁判官になってます。そこで空いていたの が家庭裁判所調査官という新しくできたポストだったんです。だから最初、あの心理学の 人たちの上司には元満州国の○○市長とかそういう人たちも多かったようです。そういう 人たちが何をしたかというと、「俺は家庭裁判所の理念も心理学も何も分からん。でも俺の 経験であんたはここで人を殺したからと言って落ち込んじゃいかん」みたいな説教をして 善導したというのが最初の頃にはあったようです。だから家庭裁判所というのは、私が入 ったのが 30 年ぐらい前ですけれども、その頃はまだそういう雰囲気が残っていて、何でも ありのところでした。

やはりそれではまずいとなってきたのが一つと、今の話で分かる通り、戦前の司法官、裁判官からすると、これもアメリカの押し付けなんですね。なんてひどい組織を裁判所内に作られたんだということになって、裁判所の中で家庭裁判所の地位を下げようという動きはずっとありました。現実にこれがさっさと行われてしまったのが児童福祉法です。同じように戦後すぐにできた児童福祉法では、児童福祉司というのはすごく高い地位を持って子どものことを考える立場として意味づけられたのに、5年もしないうちに児童福祉司は児童相談所の組織に属する一つの立場に成り下がりました。こんなことを言ったら児童福祉司とか児童相談所の人からお叱りを受けますが、今の人たちはそんな苦しい中で、毎日、何千件という事件を扱っているのに、何か起こるとマスメディアに叩かれる人たちです。そういうことで逆コースがここで始まりました。家庭裁判所もそうでした。いちばんの敵は検察庁でした。戦前は司法省の中に検事局と裁判局があって、検事と判事ですね、

正直、検事は判事なんていう結論を決めるだけの人たちのことをバカにしていました。検事こそ日本国家であり、悪を誅する存在だったのに、戦後、三権分立というアメリカの押し付けで裁判官、判事の権威が上がってしまった。くそー!さらに家庭裁判所というわけの分からない組織まで作りよって、ということで、何とか家庭裁判所を潰そうということで検事は躍起になって何度も何度も少年法を改正しようとしてきました。65年頃に少年法を改正しようというときは、20歳までというのは戦後の混乱でなっただけで、18歳に戻せ、家庭裁判所の権限を縮小しろということをずっとやってきました。でもその頃は最高裁判所も弁護士さんたちも多くの国民にも、その点について反対意見が多くありました。

私は先ほど少年非行がいちばん多かったのは 64、65 年と言いましたが、何があったでしょう? 64 年の東京オリンピックです。 I 度目の東京オリンピックですね。 1940 年につぶれた後、実際に実行できたオリンピックで、そのとき地方の中卒の子どもたちを訳も分からないまま東京に連れてきて、首都高つくるとか川を埋めたりとか、オリンピック関係の施設を作るということで無理やりこき使われました。そういう中で当時のことですから、徹底的にいびられこき使われて、つい近くにあった刃物で上司をガッと刺しちゃったとか、そういった事件がたくさんあったんです。当時の人たちはそういうことも分かっていたんだと思います。だからそういう人たちに何とかもう一度、チャンスをあげればちゃんと働いて、まさに金の卵になるし、現実にそういう形ですごい犯罪を犯したけれども、それ以降、犯罪なんか起こさないで頑張って働いていろんなことのために尽くしたという方はたくさんおられたと思います。それが失われたのがむしろここ 30 年ではないでしょうか。多くの人たちが豊かになったことで犯罪を犯す奴は我々とは違うんだということを言い続けるようになってきました。マスメディアがその先頭に立って、ああいうおかしくなった連中は排除しなければならない、治そうなんて無理なんだと言っているのが現状ではないでしょうか。

さて、家庭裁判所調査官は何をするかと言うと、やってしまった(罪を犯してしまった)人たちと裁判官よりも先に会います。まず大体は親御さんと一緒に来てもらいます。現状でも大学生なんかで地方から出てきた人には地元の親御さんに一緒に来てもらったりします。裁判所から呼びつけられたというので、最初はもう不承不承もいいところで、むしろ反発的な人もたくさんいます。「警察に全部話したのですけど、また何か話さないといけないんですか。処分だったら早く決めてください。」みたいなところから始まるのですが、そこをさっきの心理学、社会学の立場と面接技術などで、「いきりたつのも分かるけれど、まずはちょっと話をしましょう。」と言うと、最初のころは警察がおいこら警察だったりするので、「初めて大人がゆっくり話を聞いてくれた。」という感想を持って帰るような人も多かったです。ゆっくり聞いてもらうとやはり自分の中で突っ張っていた部分がだんだんとれて、いろいろ真面目に考えてくれるのです。なので、私に力があったなんて、とても言うつもりもないし、それが科学だと言うと皆さんからお叱り、批判を受けると思いますが、

ちょっと違う立場で話を聞くということがやはり意味があったんだと思います。それで現実には非行が減ったという点でも効果があったと思います。今日はあまり触れられませんが、少年院などの組織も予算も人もない中でとても頑張ってやってきた矯正施設の中のことがありますし、あとは民間の篤志家の人の力を借りて何とかしようとしてきた側面もあります。

その話を聞く中で我々がやらなければならなかったのは、一度、起こってしまったそのこと、やってしまった法律違反のこと、その人を取り巻く家庭、学校、職場、地域といった環境のことをもう一度、よく見直して再構成して報告書にまとめて裁判官に見てもらう。そして裁判官は法律の知識や理屈だけではなく、調査官の報告書も参考にして考えてもらうという手続きでした。

あともう一つ置かれていたのが医務室技官というもので、今でこそ家裁が発達障害だ、体のことも理解しないと言っていますが、70年前に家庭裁判所ができた時に全国 50ヶ所ある家庭裁判所には常勤が難しくても非常勤でも精神科の先生を置くということもしていました。だから困った時は医務室の先生に聞くということをやっていました。家事の調停に関しては本来は調査官や医務室技官が出る場面はあまりありません。調停委員という民間の篤志家の人にお願いしているので、これもかつては校長先生を退職した人であるとか、企業でそれなりの地位についた人などがなることが多かったと思います。ですので、それこそ高い目線で、しかも男女 I 人づつという構成がジェンダーの問題どうなんだ、と今なら言われそうな中で説教されるような感じにはなるのですが、それでもやはり調停委員の前で話すことで自分の中でいろいろと変化が起きます。大人になるとなかなかちゃんと話を聞いてもらえないことが多くて、特に夫や妻への不満なんてまともに聞いてもらえないけれど、そういうところで話すと違ってくる。そこへ時々、夫婦とか相続の問題なんかで調査官が現れて少し調べましょうということでお互いの話を聞いたりすることもありましたし、後でお話しする心理検査をすることでお互いの弱いところを見て、この点気をつけたらまたやり直せませんか、などとお話しすることもありました。

ところが家庭裁判所も私が入ってから 30 年程いた中で、大きく変わってきました。何が変わったかをお話しする前に少し私自身のことをお話しします。私は学生時代から大変、変わり者だったわけですが、協同組合を研究していて学生相談室なんかに行っている中で、これは面白そうだなあと思ったのです。こんな性格なので企業に入ってもやっていけないだろうなと思ったり、そうかといって大学院に行って食うに困るけれど好きなことをやろうという根性もありませんでした。そこでちょっと仕事をしなきゃなと考える中で、公務員だしいいかなと思って、この道に入りました。もう一つ考えていたのは図書館の職員だったんですが、図書館の職員の試験には落ちてしまいました。家庭裁判所の方も一度目に受けた時に合格はしたんですが、順位が下の方だったので呼ばれなくて、一度、民間の会社で働きました。その翌年受け直したら、今度は採用してくれたので勤められたわけです。

なので、周りの心理のエリートからは、「あなたは公務員が安定しているということだけで 入ってきた。」と怒られたので、私はそれから頑張って心理のことなどを勉強してきたつも りです。そうして勉強したから大丈夫ですというわけでもないのですが、私がそうやって 頑張って勉強したら家庭裁判所の本流の方が変わってきてしまったんです。

何が変わってきたのかというと、何かトラブルが起きた時に、私のように最後まで何と か解決する方法はないかと考えるよりも、裁判所が責められないように組織にとって安全 な、その分誰からも責められないような解決ということで非常にお役所的になってきてし まいました。それから家庭裁判所のことを扱う弁護士さんも変わってきました。以前の家 裁を引き受ける弁護士さんはどちらかと言うと少数派で、熱意を持ってやってくださる方 が多かったんですが、今は離婚する時にそのような良い弁護士さんに当たればいいんです が、普通の弁護士さんであれば、これはあくまで「普通」で決して「悪い」わけじゃない んですが、普通の弁護士さんに当たったら、いかに相手からお金をとってこの話を解決す るかというところに集中してしまうんです。よりを戻すなんてことは面倒臭い、お互いに 別れると言っているんだからその時にいかにお金を取るか、こっちの条件が良くなるかと いうことになるんです。ところが想像していただければ分かると思いますが、実は離婚は お互いにとても傷つくんです。そういった傷つく部分の話であるとか、あのことだけは許 せない相手に言われた一言などをよく聞いて、他方にそのことをぶつけていくと、実はま ったくの誤解だったことが分かって、さんざん怒っていたのが嘘のように怒りが解けてい くなんてこともよくありました。そうした中で、だんだんと話を聞いていた私が悪者にさ せられて、あいつはなんだか離婚させようとしているけれど、あいつの言うことなんか聞 かずによりを戻そうなんて流れができたこともありました。そんな流れで良かったのに、 今は弁護士さんも世の中もどんどん戦いをしようという構造になってきて、ちょっとでも 私のようなことをすると危ないということになるんです。家庭裁判所のスタンダードの手 続きのようなものが裏でできていて、それに沿って後で責められないように、となってい るんです。

今の日本の法律では、離婚は未成年の子どもの親権者を決めないと成立しないので、どちらを親権者にするかということでとてももめます。今は男性でも子どもさんにとても関わりを持っているという人も増えてきていることと、やはり勝ち負け、親権を取った方が勝ちになるという考えがご本人や周りのおじいちゃん、おばあちゃん、まわりの人を含めてあるので、戦いがますます激化してしまいます。それを誤魔化そうとして面会交流という形で、離婚しても親は2人いるんだ、今、メインで育てている人以外の親ともたまに会おうよ、という制度を導入しましたが、うまくいっているとは私には思えません。

少年事件も同じです。私に当たると長く付き合ってしまう、そういう制度でもあるんですが、少年法に試験観察という制度があります。試しに一定期間置いてその子どもの様子を見るんですね。私は昔、「説明できる根拠はないんですが、私の勘でこの子は大丈夫だと

思います。チャンスをください。」などと裁判官に言ったこともあるので、科学とは全く違うな、暴論だったなと思うことがありますが、やはり付き合っている中で、何とかなるという子も多かったんです。だから私は、長く時間をかけても少年院に送らなくて済むなら送らない方を選びました。逆に矯正教育がうまく行くような場合もあって、その時は少年院に送ることもありましたので、決して甘い調査官だとは思いませんが、そういう見極めもやれたんです。ところが今はそこも誰が担当しても同じ結果になるスタンダードが求められるのでだんだん変わってきています。

心理学を学ばずに来てしまった私が、心理学や社会学を学ばなきゃと頑張ってきたのに、 心理学をやってきた人たちがエリートになったら今度は、「横山さん、そんなことやっても しょうがないよ」なんて言うようになって、最後の頃は古いスタイルの裁判官がスタンダ ードな対応ではよくないと困った時だけ私をご指名して、「あんただったらこの子を少年院 に送らないで何とかするでしょう。」とか言うんですね。だから「いえいえ、この子は少年 院行かないと無理ですよ。」と返しても「そんなこと言わずにやってよ。」なんて頼まれて やっていたので、私自身は非常に面白く最後を過ごしました。

移動が多いと言いましたが、2年とか3年とかで動くんですね。私はおかげで盛岡とか四万十川の横の中村というところとか、いいところで勤務させてもらいました。そんなところでさっきのような子どもたちとようやく関係ができた頃に、2年とか3年経ってしまって、転勤なのでごめんね、さようならというようなことの繰り返しでした。ところが最後私は東京に5年も居座ってしまいました。その前にも2年いたので29年のうち7年も東京にいたことになります。エリートなら分かりますが、そうではない私が東京に留め置かれたのは変わり者だということが評価されたからです。私だといろんなつながりがあったので、それを良いように利用されたという感じでした。しかも少年事件を扱う部屋はいくつかあるんですが、7年間ずっと同じ部屋にいたという変わり者の最たるもので、辞めた後もそういうところでつながっていた人たちと関係を続けるというようなことを今はしています。

家庭裁判所の話はここで一旦、区切ります。家庭裁判所というのは、未成年の法律違反とか離婚、相続のお手伝いをする中で、調査官や医務室技官などのように社会学、心理学、社会福祉学、医学の側面を取り入れて法律とはちょっと違うことをやってきたのですが、それが少し変質してきている、というところをまずは押さえておきたいと思います。その背景にあるのはやはり心理学の世界の変質があります。家庭裁判所も心理学も詳しい方の前でこういうお話しをすると、それはちょっと違うよ、ということもあるかもしれません。そこはまた後ほどご指摘いただいて議論をできればと思っています。あくまで私の理解では、ということなのですが、日本の心理学は第二次世界大戦前から導入されていましたが、やはり戦後になって隆盛を極めるようになりました。心理学と精神医学は同じようでいて微妙に違いがあります。戦後すぐはどちらも精神分析の影響がすごく大きかったと思いま

す。

ジークムント・フロイトとかその辺がすごく大きかったですね。フロイト自身が研究したのは神経症というちょっと違う部分ですけれど、当時、精神医学の中で今の統合失調症をなんとかしようといろんな試みをする中で日本では森田療法など独自の取り組みがいくつかあるわけですけれど、精神分析は影響があったんだと思います。ですから精神分析の中では慶應の小此木啓吾さんとか、そういう人たちが導入して心理学の分野でも最初は精神分析の影響は大きかったと思います。それがある時期、変わってきます。佐治守夫さんたちが導入した、ロジャースというアメリカの心理学者の非指示的心理療法という考え方です。ロジャースという人は、心理学が相手を物のように扱う一患者ですから一種の物になってしまうのでしょうね一ことにすごく抵抗を感じて、まずは話を聞きましょう、と考えた人です。ロジャースの影響を少し受けていると、話を聞いているうちにその人の問題はその人自身が解決するでしょう、我々は指示しないでその人が考える場を与える、それが大事ですということを当時言っていました。なので、精神分析に反対だった人たちは、「これだ」と思って飛び込んで、その研究でエンカウンターグループとか、ジェンドリンという人が始めたフォーカシングとか、そういうロジャースの流れをくむものをあれこれ導入していったという経緯があります。

私が調査官になった頃精神分析はもうある程度少数派で、むしろロジャース流が多かったです。こうして今、話していても分かると思いますが、私はおしゃべりなので、「あんたはちゃんと子どもの話を聞いてるの? あんたがしゃべってるのと、子どもが話しているのと、割合はどのぐらいなんだ?」と言われて「そうですね、8:2です」「どっちが8か分かるけど、それを逆にしないとダメだ」とか言われたりもしていました。それでも難しいけれどやはり聞いていると違ってくるんですね。ですので、私は訓練して人の話を聞くようになったというのがあります。

おまけですが、引きこもりの子はけっこう難しいのです。こっちが何か話しかけて、ツーと言っても、カーとは返って来ないような人たちなので、本当にどう接していいか困るんですが、あるとき熱が 38℃あって、今だったらコロナなのでそんな時に仕事に行ったら怒られますが、代わりがいないので熱の中で「君はどうしたのかな~」と朦朧としながら話をしていたら、なぜか通じちゃったんですね。多分彼のリズムと熱のある私のリズムが通じたんでしょうね。笑い話ですけど、けっこうそんなことがあるので、ロジャースさんが言うこともある面で面白いと思います。

日本ではこのほかに2つの大きな心理学の流れがあります。一つはユングです。京都の方たちを中心にユングの影響を受けた人たちは多くて、ユングは一歩、間違えると「これも科学?」と言われるぐらい、ある種独特な方です。易とか天文学とかいろいろなものに興味を持っていましたし、『赤の書』とかそういったものがたくさん刊行されていますよね。

でも日本人には合ったんだと思います。最初に導入した林道義さんに比べて、河合隼雄さんの影響力はすごく大きかったと思います。その流れを受けた心理社会というのはすごく大きくて、あとはやはりフロイト、ユングと来ればアドラーの基本は人を責めないで共同体を作ろうよ、みたいな考え方も二つ目として強かったと思います。ここに更にごく少数で、ソンディというハンガリー生まれの人とか、フランスが好きな人はラカンとか、精神医学か心理学かわかりませんが、いろんな流派があるんですが、ユング、アドラーの潮流とは別に大きな流れとしては精神分析からロジャースになっていったということです。

今、河合隼雄さんが出てきたんですが、60年代ぐらいに心理学の学会をちゃんと整えようという動きが出てきました。もともとあった日本心理学会は、どちらかというと実験心理学の人が中心でした。人のこと、心のことを実験などによって、たとえば高校の教科書に載っているように、痛みを感じるのはどの範囲かという実験や動物実験などをする中で人間の神経はどうなんだというのを追求するのがメインでした。そこにもっと現場に即した臨床をやろうという動きが出てきて、60年代ぐらいに最初に日本臨床心理学会というのができました。当時は心理というと病院医療だったので、病院の方たちが中心でした。60年代は皆さんの中にもご経験がある方もいらっしゃると思いますが、学生運動が華やかなりし頃で、できた学会の中でアカデミズムを批判して、我々は患者より偉くはない、病院は大学より偉くないのかみたいなことで反旗を翻した日臨心改革運動というものが起こりました。そこで日臨心はすごくもめて、最終的には改革運動を指揮した人たちが中心になって学会がちょっと変わるということが起きました。

そこで何が起こったかというと、先ほどの河合隼雄さんたちはそういう動きを冷ややかに見ていました。そういうことをやっているのでは心理は世の中からあてにされない、むしろ心理の地位を確立しよう、そのためには心理の資格を作らなければならないという話になりました。そこで改革とかごたごたを嫌ったとか(まあ主流派になれなかったからだという話もあるみたいですが、そこは言いませんが)、河合隼雄さんたちのグループがそこから分離独立しました。臨床心理学会の一次分裂で、この時できたのが心理臨床学会です。先に臨床心理学会があったので、逆にしました。心理臨床学会です。ここが現状の心理学会、臨床心理の学会の中では何万人を擁するすごい学会になっています。その学会が作った資格が臨床心理士です。大学院のマスターを出なければ取れない、それからいろいろな実務経験をしなければ取れないような資格です。

私は学部では協同組合とかそういうことをやっていましたので、経済学部の社会思想を 出ています。だから私はそもそもそういう資格をとる資格がない。もう何年か早く家庭裁 判所調査官になっていたら移行措置でなれたんですが、残念ながらなれませんでした。そ こで私はそんな資格取るもんか、悔しいけど取らないぞ、ということで心理臨床学会にも 入らず、小さな学会はいくつも入っているんですが、自分が勉強したいことを学んできま した。そのうちに残った臨床心理学会の方から、やはり専門職としての臨床心理を確立し なければならないのでは?という動きが再び出てきて、何年かしてそこから資格なんて絶対ダメだという人たちが分離して二次分裂が起きました。その新たな3つ目の人たちは社会臨床学会と名乗りました。実は私は最近まで社会臨床学会の役員をやっていました。そこも心理の資格なんてなんだ、と言っていたのですが、現状ではもうそんなことは社会臨床学会でも言っていません。今、細々と続いている臨床心理学会も社会臨床学会も、アカデミズムは反対、現場主義というのは変わっていませんが、心理の世界全体では大きな部分を占めてはいません。このメンバーはロジャースとかとは全く別に、分裂症、統合失調症の人たちはどういうことを考えているのか、その人たちの立場で一緒に考えたら何ができるんだろうとか、そういうことをずっとやってきました。臨床心理学会の方は学会の二次分裂の後ももめにもめて、裁判で役員たちを追い出すなどいろんなことが行われて、今ようやく落ち着いて細々といろんな試みをやっています。

心理の主流は、結局、臨床心理士という資格ができたことで大きく変わり、さらにロジャースの後に出てきたアメリカ流の認知行動療法が今は中心です。認知行動療法は結局、科学という点ではいちばん科学的だと思います。この言い方は後で批判も受けますが、そういう現場主義よりは因果関係、エビデンスをすごく大切にします。だからある面、科学の範疇に入るということで、今の日本ではそれが主流です。確かに多くの方たちが認知行動療法で治っています。治っているから、私はその効果を全面的に否定はしません。ロジャースが強かった頃、私も興味を持って認知行動療法を学んだことがあります。認知の行動療法というよりも純粋な行動療法というのはまた微妙に違うのですが、人の体の動きだけに関心を持つというのも面白いなと思ったりしたので、興味はあるんですが、実際には他を認めない心理臨床学会、臨床心理士、認知行動療法となっており、私には相容れないものがあります。他を受け入れないというのは、認知行動療法からすれば、ユングなんて科学じゃない、あんなもん心理学でもないという考えです。

私はこの間、昨年没後 100 年になるヘルマン・ロールシャッハの、ロールシャッハテストという、インクを落としてそのシミで 10 枚のカードを作り、それをもとにその人の特徴を見るということにすごく力を入れてきました。本来、アメリカであれば、こういうロールシャッハテストをするのはサイコロジストを名乗ることができる人、つまりドクターを出ている人でなければなりません。調査官だからと言って、心理のマスターすら出ていない私がやっているというのは日本だからできるということではあるんですが、でも、私はこの点にはけっこう力を入れてやってきました。そのことで目の前にいる子どもたちのいろんな特徴が出てきたりして、それをもとに話をすることによって、彼らにとっても私が一方的に悦に入るというのではない、いろんな効果があったと思っています。

ところが認知行動療法の立場ではこういうロールシャッハテストなんてものを否定します。アメリカではロールシャッハはあてにならない、間違っていましたというような本が出て、それも日本で訳されましたのでそういう動きもたくさんあります。そういうわけで

日本ではロールシャッハテストに対して懐疑的な雰囲気がありますが、まだ私のようにやっている人たちもいます。もっというと、先ほどのソンディという人も、人の写真、それも犯罪者の写真を見せるというのをもとにソンディテストを作ったんですが、それももっと細々と今でもやっている方たちもいます。それはちょっと置くとしても、アメリカではロールシャッハテスト、ソンディテストは過去の遺物となり、ほとんどやる人もいませんが、アメリカ人のエクスナー先生という方たちが、当時のロールシャッハテストの5大潮流を統合して包括システムというのを作って、それをやっている人たちはたくさんいます。その人たちが日本にも来ていて、日本でもその動きがあります。

日本でもロールシャッハテストの流派はいくつもあって、包括システムというのもけっこう力はありますが、全体で見れば認知行動療法の前では風前の灯です。そういう中で公認心理師という新しい資格ができました。公認心理師は国家資格です。これができる時には臨床心理士を国家資格にという動きがあったんですが、結果的には福祉の方の、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士にならって、医療の中での心理ということで公認心理師の資格が4年ぐらい前にできました。これができて、臨床心理士としては絶望が大きかったんだと思います。去年の冬から公認心理師がどんどん登場していますが、ほとんど看護師とか作業療法士だった方でした。移行措置を利用して公認心理師を名乗っているけど、あいつら何者だと言って臨床心理士の人たちが SNS などで激しく攻撃をしています。でも私からすればこういう経過の臨床心理士という流れ自身がいよいよ見直される時が来ているのかな、という感じがしています。臨床心理士はもっと上級資格を作ろうと言っていますが、そもそもこういう精神分析、ロジャースの非指示的流れ、認知行動療法という流れの中で、心理学自身があまりにも時の流れに乗っかってやっているようなところがあり過ぎるのではないでしょうか。

私は古いものでも有用なら使ってきました。先ほども言いましたが、認知行動療法が効く人もいるけど、私が会ってきた人の中でそれではダメな人たち、むしろ今でも精神分析のようなものが有効な人もいますし、ロールシャッハで分かった結果を一緒に考えた方が有効な人たちがいると私は思っています。でも私のやっていることは、メインの心理学の人たちからすると非科学的だ、おかしい、というのが現状かもしれません。そういう中で先だっての結城剛志先生のご発表のコメンテーターで経済学のこと、ロバアト・オウエンのこと、協同組合のことを考える上で、科学という物差しで考えたときに、心理学は今こういう状況ですよ、ということをちょっとお話ししました。それを杉野さんが大変、関心を持ってくださったことで本日の会につながりました。まだいろいろありますが、お話は一旦、この辺りにしたいと思います。

【質疑応答篇】

QI:

監獄人権センター※I・アムネスティ等で多摩少年院、神奈川医療少年院、愛光女子学園※2 を見学したことがあるが、触法でしか生きられないできた人というのは「社会の被害者」なのではと感じてきた。まだ若い多くの可能性のある人がやり直せるといいと思ってきた。

家裁の調査官として現場で関わってきた人たちがやり直せると感じられましたか。

横山:

少年院は自分がいた現場ではないので前半の話の中ではあえて触れなかったが、日本では監獄という発想や外国人を扱う入管施設など、法に触れたとされる人を扱う施設は非常に前近代的なところがある。その中でも少年院の現場はとてもがんばっているところだと思います。

重大事件を起こした少年について、新聞報道などでは「死刑にしろ」とか書かれることがある。そういう事件を担当した際、家裁にも厳罰にせよとの投書をされたりしました。

少年院は多くは I 年未満の収容期間のところ、重大事件ではもっと長く預かり、社会でやり直せるようにしている。重大事件の再犯性は低いです。逆に小さな事件で何度も少年院に行くことを繰り返す子はいます。人は、カタルシスでもう二度としないという子だけでなく、波のようによくなったり、また高まってしまったりを繰り返しながらも最終的には社会で適応して暮している人を何人も知っています。もちろん被害者がいるのだから、繰り返すこと自体は悪いことだし、再犯抑止力が低いと言われたらそのとおりなのだが、30年間の勤務の中で絶対ダメな子と思ったことはほとんどないです。中にはこの家庭に返したらどうなるかと思う子はいたが、そういう家庭では親に課題があり、経済的には裕福な家庭だったりしました。

Q2:

19歳以上の少年は刑法で裁くという方向にいくのかもと思うが、そうなると、今の少年院でされているような「育て直し」はできにくくなるのではないか。犯罪を繰り返す子どもは家庭の課題だけでなく、本人が知的能力や発達の特性の問題を持っているのでは。

横山:

少年院統計調査によると、少年院にいる子の多くが虐待経験をもち、いじめられてい

た経験がある。その後、いじめる側になっている。家庭的には片親や祖父母による養育が多い。『ケーキの切れない非行少年たち』※3 でも書かれているが、知的には I Q70~80 程度やさらに能力に差違のある人が多い。かつては家裁調査統計もあったが担当職が減らされ調査項目が激減した。その司法統計でも少年院に行った子は再非行、再犯が少ないとされています。ただし、低年齢で児童自立支援施設(かつての教護院)に行く子については再非行率が高い。

少年法の対応は甘いから、刑法で裁けという声があるが、実は刑事事件は不起訴が圧倒的に多い。成人事件の8割は事案軽微で示談、略式手続きで終了。重大事案として裁判になると、検事が難しい法律用語で起訴状を読み上げ、弁護士は事実を認める部分と争う部分を挙げて裁判が始まるが、「被告人」は何がどうなっているか全くわからないということも多い。

一方、家裁では全件呼び出して、どんな軽微なことでも、交通切符でも法律違反でも何でも来てもらい、その子がしたことについて問い、これからどういうことが行われるかの説明をしていく。そもそも警察や検事は説明をしなくてもいいと思っているのではないか。説明すると本当のことを言わないと思っているのではないか。そういう中で刑法犯とされた場合は 18, 9 才の少年は、本当にしたことについて深く考えるのでなく、いかに軽くすませるか、裁判を切り抜けるかだけを思ってしまうかもしれないと感じています。

Q3:

榛名女子学園※4 を見学させていただいた時、職員の方から言われたのは、入所者のほとんどが被虐児で、性的な問題や薬物摂取で入所している。環境調整を含め、世の中に出ていくには準備が必要で、それには | 年以上の時間が要るとのことだった。それは不起訴より厳しいが育て直しに必要な時間だと思う。 | 8. 9 才の対応が今後どうなるか、気になっています。

横山:

全体として女子の少年院収容者は少ないが、その人たちに傷つき体験を持つ人は多い。 そもそも女性の性を食い物にしたり、薬物につながりやすい世の中だから。一般の人で も痴漢など、イヤな思いをしている女性は多いでしょう。もっとそんな世の中に抗議し ていい。

そんな世の中で思いがけず母になり、手探りで子育てされてきた子が 18.9 才の頃、逸脱した行為で女子少年院へ行くのはセーフティネットの最後の砦です。そこでやり直すことで、母とは違う道を選べる。榛名の他にも青葉・交野・広島・筑紫※5 などという場があったが、今後、18、19歳女子は少年院には送らないとなるとどうなることか、とても心配しています。

Q4:

家裁の調査官の研修とはどんなものか。

横山:

現在は和光市にある裁判所職員総合研修所※6で行う研修が主。以前は白山に書記官研修所※6、北区の西が丘の家裁調査官研修所※6というのがあった。調査官研修所では小此木啓吾氏、河合隼雄氏などの心理学の大御所やモーツアルトの研究者、海老沢敏氏を招いたり、鎌倉の東慶寺に出かけて中世の縁切りについて調べたりしていた。70年前に家裁を作った人からは、目の前に出会う人から学べ、人生を学べと言われ、このような幅広い研修がされたのだが、それで家裁調査官の先輩たちも変わり者だけれど使命を意識する人が多かったのだが、効率の悪いお荷物研修所とされて、今の研修所になってしまった。その研修はエリート官僚を作る研修。家裁の調査官になるには心理学・教育学・社会学などを受験する必要があったが、私が仕事を始めた頃から法律が加わり、現在は法律を学んだ人が裁判所に入る入りやすい入口になっている。採用も東京・大阪・福岡などの大きなところでまとめて採用し、和光市で3週間研修後、大きな裁判所で実務に就き、夏から3人でチームとなり、指導官と補助者がついて5人でケースを担当して行く。少年事件・少年交通・家事事件を経験して和光に戻る。その後小規模なところ3年、中規模なところと経験して、希望地を選べるのは7年経ってから。

私が新人の頃はマンツーマンの指導体制で、クセのある上司に泣かされましたが、今は3:2で、新人は上の人に逆らわない、労組にも入らない、上司のいうことに合わせようとするようになってしまっている…。というのはかなり私のバイアスのかかった説明ですが。

Q5:

1984,85年頃(昭和59/60年)に今の犯罪数より10倍くらい多かったとのお話しだったが、何が原因だったのか。昭和57年頃が自分の入社の時期、京都は蜷川府政で、何かあったか、覚えがないのだが。

横山:

大人の経済危機は子どもにしわ寄せが行く。1995年(平成7年)の阪神淡路大震災の影響はそのときの子が14才、17才になったときの「非行」に何かしら影響したと思う。今は福島や東日本大震災の影響も出ているかもしれない。1984,85年頃(昭和59/60年)について、はっきりわかることは思いつかないが、80年頃のオイルショックなどの景気の悪化は子どもの生活に影響したかもしれないと思います。明快なことではないので、自分でももっと調べてみたい。

Q6:

民法大改正で少年法の 18、19 才はどうなるのか。

横山:

18 才が成人年齢とされても少年法適用は 20 才までとするというのが現在の国会の見解です。(ただし、18、19 才は「特定少年」とされた=逆送や実名報道が一部解禁とされる。)

自民党は少年法適用を 18 才までにと提案していたが、弁護士会や全司法(労組)がそれに反対し、家裁調査官 O B や矯正に関わる少年院関係者や裁判官の O B にも反対意見を言う人があり、「特定少年」として扱うが、少年法適用の範囲ということで国会の付帯決議にも残されたのは意義があると思っています。(→少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議)

以前の改正審議の際は最高裁の反対があったが、現在の最高裁は政策提言を放棄しているのが残念。18 才で会社を興し、バリバリ働いている人には 18 才成人は喜ばしいことだろうが、そういう人ばかりではない。様々な要因で路頭に迷っている 20 才未満の人を突然成人として「責任」を押しつけるのは問題だと思っています。

Q7:

司法と心理学の関係はどうなっているか。箱庭療法※7は使われていますか?

横山:

現在の家裁でもロールシャッハを使う人もいますが、朝から晩まで考え抜いて書類を作ることより、裁判官から突っ込まれることの少ない報告書を作ることが主で、心理学からは離れていくのではと怖れています。最近BPS(バイオ・サイコ・ソーシャル)モデルが大事といわれるが、そんなことは実際にはずっとしてきたこと。「型」の話ではない。

箱庭はかつて家裁が重要と考えてどんな小さな支部にも購入していたが、今は箱庭その「フタ」を買っている状況。箱庭のある部屋にはおもちゃも置いてあり、親権付与の検討のため子どもと会う時や「試行的面会交流」の際の遊び場として使う。その際に「砂」が見えていると子どもは砂に触りたがるので、見えなくするフタが必要になった。以前は私もよく箱庭を使ったが、退職前の 5 年ぐらいはほとんどやっていない。箱庭を使うと調査官にとってわかることはたくさんあり、何より、本人が落ち着くことがよくあったが…。そんな状況です。

補足事項

※I CPR 監獄人権センター

団体HP・団体概要より:監獄人権センター(CPR)は、刑務所、拘置所での被拘禁者の人権問題に関心を持った弁護士が中心となり、刑事拘禁施設の人権状況を国際水準に合致するよう改善していくこと、死刑制度を廃止すること等を目的として活動しています。2年間の準備期間を経て1995(平成7)年3月1日に任意団体として発足しました。その後、2002(平成14)年6月に法人格を取得し「特定非営利活動法人(NPO法人)」となりました。

※2 多摩少年院、神奈川医療少年院、愛光女子学園

多摩少年院:日本で最初の少年院。八王子市にある第 I 種少年院。長期処遇。主に 17 才以上。神奈川医療少年院:2019(平成 31)年 3 月まで相模原市で運用されていた。専門的な治療教育の必要な者対象。2019年 4 月、昭島市の国際法務総合センターへ移転。

愛光女子学院:女子第Ⅰ種少年院。狛江市。比較的処遇期間の短いものが収容されている。

※3 『ケーキの切れない非行少年たち』宮口幸治著、新潮新書

※4 榛名女子学園

女子の第Ⅰ種、第Ⅱ種少年院。群馬県。長期処遇専門。

※5 青葉・交野・広島・筑紫

青葉:青葉女子学園:女子の第 I 種、第 II 種少年院。仙台市。一般短期処遇及び長期処遇。東 北少年院隣接。

交野: 交野女子学院: 女子の第 I 種、第 II 種少年院。大阪府交野市。一般短期処遇及び長期 処遇。

広島: 貴船原女子学院: 女子の第 I 種、第 II 種少年院。東広島市。一般短期処遇及び長期処遇。広島少年院隣接。

筑紫:筑紫少女苑:女子の第Ⅰ種、第Ⅱ種少年院。福岡市。一般短期処遇及び長期処遇。

附:丸亀少女の家:女子の第 I 種、第 II 種少年院。香川県丸亀市。西日本の特修短期処遇 集約施設。特修短期処遇:約 II 週間。一般短期処遇:約5ヶ月。長期処遇:約 IO. 5ヶ月以上

※6 裁判所職員総合研修所

日本国憲法での司法府にあたる最高裁判所は、2つの研修所を有している。裁判官、検事、弁護士等の研修施設である司法研修所と裁判所職員の研修施設である裁判所職員総合研修所であ



る。裁判所職員総合研修所の前身として、書記官研修所と家裁調査官研修所があった。

※7 箱庭療法 一般社団法人 日本臨床心理士会 HP より

「箱庭療法は(中略)砂の入った箱の中にミニチュア玩具を置き、また砂自体を使って、自由に何かを表現したり、遊ぶことを通して行う心理療法です。通常、箱庭療法だけを独立して行うことはなく、言語的面接や遊戯療法のなかで、適宜用いられる(中略)。砂やミニチュア玩具のイメージを活用してアイデアを広げ、上手下手ではなく、具体的な現実生活に近い表現から抽象的な非現実的な表現まで可能(中略)。言葉にならない葛藤、イメージを表現しやすい(中略)。意識していることだけでなく、気がついていなかった自分の心身の状態や動きが直接的に感じられ、自分の心の中との対話・対決へと通じ、自己理解と人格的変容が促されます。」

市民科学研究室の活動は皆様からのご支援で成り立っています。『市民研通信』の記事論文の執筆や発行も同様です。もしこの記事や論文を興味深いと感じていただけるのであれば、ぜひ以下のサイトからワンコイン(IOO円)でのカンパをお願いします。小さな力が集まって世の中を変えていく確かな力となる一そんな営みの一歩だと思っていただければありがたいです。

ワンコインカンパ ←ここをクリック(市民研の支払いサイトに繋がります)